

# 公益財団法人サカタアグリ財団

## 第3期（2026年）研究助成金に関する募集要項

当財団の研究助成金は、世界的な農園芸業をめぐる諸問題の解決に向け取組む研究者・研究チームへの助成プログラムとなります。

農園芸業における研究開発・技術開発を加速させ、先駆的かつ独創的で優れた研究成果に繋げられるよう助成プログラムを立ち上げました。助成金の返済義務はありません。さらなる農園芸業における社会的な課題解決、発展・向上に向け取組む研究者・研究チームの方々を募ります。

**※前年までに申請された研究の再応募いただくことができます。但し、過去に当財団から同様の研究内容にて研究助成を受けた研究は除きます。**

### 1. 対象分野

農園芸業に関連する研究分野となります。具体的には、下記の6分野となります。

- (1) 花卉・野菜及び穀類・果樹の植物生理、育種、栽培や生産技術に関する研究
- (2) 農園芸業を取り巻く気象・土壤・微生物等のエコシステムに関する研究
- (3) 造園や緑化に関する研究
- (4) 生化学等から応用派生するバイオケミカルサイエンスに関する研究
- (5) 農園芸業をキーワードに異分野融合（医学・栄養学・情報学・工学等）による研究
- (6) その他の農園芸業に革新をもたらすとされる挑戦的プログラム

### 2. 申請対象者

申請対象者は、下記の通りとなります。なお、前年までに申請された研究の再応募いただくことができます。但し、過去に当財団から同様の研究内容にて研究助成を受けた研究は除きます。

- (1) 国内の短期大学・大学・大学院の研究者（大学院生も含む）、研究チーム
- (2) 非営利の国内の法人（団体等を含む）、研究機関に所属する研究者、研究チーム
- (3) その他、本財団の理事会において認められた者（団体等を含む）

### 3. 件数

件数は、3件とします。但し、申請された研究内容等により、理事会の承認に基づき、助成件数を増減できるものとします。

### 4. 申請書類

#### (1) 申請方法

申請者は、申請書類一式を作成し、当財団事務局宛に電子メールにて提出してください。なお、申請書類一式は、原則、日本語表記とし、英語表記の書類がある場合、日本語訳を添付してください。

#### (2) 申請書類

本助成金の申請者は、下記の申請書類を提出してください。なお、提出された書類は、返却いたしません。

- ①助成金申請書
- ②承諾書 ※1
- ③成績証明書 ※2
- ④研究企画書 ※3
- ⑤研究歴 ※4

※1：推薦者の指定はございません。所属先が大学・大学院の方は、学長、学部長、指導教授等、非営利の国内の法人・研究機関の方は、その代表者、所属の管理者の方等の推薦を受けてください。

※2：申請者が大学院博士課程在籍者の場合は、提出してください。

※3：テーマ・目的・計画・手法等の概要を記載してください。

※4：過去の研究成果等があれば、研究報告書等を提出してください。

## 5. 助成金額及び期間

申請時に提出された研究計画書等に基づき、その研究に必要と認められる助成金額及び助成期間を決定します。

### (1) 助成金額

原則、年額 1,000,000 円となります。なお、助成金は研究目的の達成に係る直接的な経費に充てることとし、間接的な経費（一般管理費など）は 30%を上限とします。

なお、ここでいう直接的な経費、間接的な経費とは、下記が対象となります。

#### (直接的な経費)

- ・物品、人件費等に関する経費（材料費、消耗品、物品レンタル費、アルバイト賃金など）
- ・交通旅費に関する経費（国内外の出張の旅費・交通費・日当など）
- ・その他、研究活動に関わる経費（学会参加費・登録費、謝金、印刷費、複写費、通信費、運搬費、会議費、機器修理費用、研究成果発表費用など）

#### (間接的な経費)

- ・建物等の施設に関する経費（机、いす、複写機、パソコン、ソフトウェア等）
- ・研究中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・研究代表者又は研究分担者的人件費・謝金
- ・その他、間接経費（大学・研究機関宛のオーバーヘッドを含む）に該当する経費

### (2) 助成対象期間

2026 年 4 月 1 日午前 10 時から 2027 年 3 月 31 日午後 3 時までの期間とします。

### (3) 選考スケジュール

申請期間は、2026 年 2 月 2 日（月）午前 10 時から 2026 年 5 月 15 日（金）午後 3 時までとします。書類審査及び当財団の選考委員会での審議を行い、申請者宛に、2026 年 8 月上旬を目途に合否を通知します。なお、研究内容等により面接審査を実施する場合があります。

## 6. 助成金受給者の義務

助成金受給者は、下記事項を遵守してください。

(1) 助成に係る研究内容に重要な変更が生じる場合、事前に当財団に申し出てください。

(2) 下記の 1 つに該当するとき、研究助成金の交付の決定の取消し、または、すでに交付した研究助成金の全部もしくは一部の返還を求めることがあります。

- ・正当な理由がないにも関わらず助成に係る研究を行わず、または中止したとき
- ・助成金の使用用途について、事前の申し出もなく、申請時の内容と著しく相違が認められた場合等、研究助成金を他に流用等したとき
- ・研究報告書の提出期日までに研究報告書、収支報告書の提出がなされないとき
- ・その他、不正な行為等を行ったと理事会が判断したとき

(3) 研究成果を発表された場合、発表後 1 カ月を目途に、発表内容等を報告・送付をお願いします。

(4) 所定の様式に従い、毎年 1 月末までに研究報告書、収支報告書を提出してください。なお、収支報告書には、領収書等の証憑書類（写し）の提出等が必要となります。

(5) 将来、助成に係る研究成果の発表をお願いする場合があります。なお、研究成果を財団ホームページ等にて掲載を予定しております。

## 7. 申請にあたっての留意点

(1) 研究が実質的に完了している研究は対象となりません。

(2) 研究者・研究チームに対する直接的な研究開発助成であり、研究者・研究チームが所属する研究機関等への支援ではありません。

(3) 研究成果に基づいて出願する「特許権」、「実用新案権」等の権利は申請者（研究者・研究チーム）に帰属するものとし、当財団がその権利を求めることはありません。

#### **8. 個人情報の取扱いについて**

当財団は、応募の際に提出された個人情報は、選考以外には一切使用しません。

#### **9. 問い合わせ先**

〒224-0041 横浜市都筑区仲町台 2-7-1

公益財団法人 サカタアグリ財団 事務局（事務局：鈴木・金子）

TEL：045-945-8863 (070-1565-0076)

メールアドレス：[akihiro.suzuki@sakata-agriculture.or.jp](mailto:akihiro.suzuki@sakata-agriculture.or.jp)

[yumi.kaneko@sakata-agriculture.or.jp](mailto:yumi.kaneko@sakata-agriculture.or.jp)